

公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施しますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

平成29年 6月21日

岡山県広域水道企業団企業長 宮地 俊明

1 事業の概要

事業番号	29-9	事業概要	下記施設に係る設計及び施工 ・中央監視制御設備（LCD 監視装置、プリンタ、情報処理装置、情報処理端末、受変電監視盤、場内グラフィック盤、DDC 制御装置、PI/O 盤） ・電源設備（中央分電盤、無停電電源中継端子盤） ・ろ過池設備
事業名	岡山浄水場中央監視制御設備更新事業		
事業箇所	岡山浄水場		
工事場所	岡山市東区寺山地内		
予定工期	この事業に係る契約を締結した日から平成 32 年 3 月 31 日まで		

2 本事業へ参加することができる者の資格

参加者は、実施公告の公表日から優先交渉権者が決定する日までの間、対象施設の設計及び建設の各業務を行うものとして、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1 参加資格共通事項	別添「公募型プロポーザル実施公告共通事項」1のとおり また、優先交渉権者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した以下の企業、又はこれらと資本面・人事面で関係がないこと。（資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の 20%を超える株式を有し、又は、その出資の総額の 20%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。） ・株式会社 日水コン
2 参加資格業種	電気工事
3 業者格付	AA
4 経営事項審査評定値	—
5 営業所の所在地に関する条件	—
6 特定建設業許可に関する条件	建設業法第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可（電気工事に係るものに限る。）を有していること。

7 施工実績に関する条件	<p>1) 平成14年度以降に元請負人として、日本国内において、国、都道府県（都道府県が出資する公社及び事業団を含む。）、公団又は市町村（市町村が出資する企業団を含む。）から発注された、浄水能力が40,000 m³/日以上の浄水場における中央監視制御設備のうち、制御装置（ハードウェア及びソフトウェア）を自ら製作し、設置した施工実績を有すること。</p>
8 配置技術者に関する条件	<p>次の条件を満たす建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし機器の製作を自社工場で行う場合には、工場製作期間の監理技術者と現場施工期間の監理技術者は同一の者である必要はない。なお、同条第3項の規定に該当しない場合にあつては、専任であることを要しないほか、現地工事に係る監理技術者については、工場製作のみが行われている期間は選任を要しない。</p> <p>1) 当該工事の参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。</p> <p>2) 監理技術者にあつては、電気工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。</p> <p>3) 監理技術者等は、平成14年度以降に、日本国内において浄水場における中央監視制御設備を施工した経験を有している者であること。</p>
9 その他	—

3 公募型プロポーザル実施手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日	場 所 ・ 方 法 等
1)参加資格確認申請書及び関係書類の配布	平成29年 6月 21日から 平成29年 7月 12日まで	岡山県広域水道企業団ホームページからダウンロードすること。
2)参加資格申請及び関係書類等に関する質問の受付	平成29年 6月 21日から 平成29年 6月 27日まで	提 出 先：岡山県広域水道企業団総務課 提出方法：ファックス あ て 先：086-297-9810
3)参加資格申請及び関係書類に関する質問等に対する回答公表	回答可能となった日から 平成29年 7月 3日まで	岡山県広域水道企業団ホームページにて公表する。
4)参加資格確認申請書、施工実績調書、資格確認書及び資格確認書類の提出	平成29年 6月 21日午前9時から 平成29年 7月 5日午後4時まで	提 出 先：〒709-0604 岡山県岡山市東区寺山 650 岡山県広域水道企業団総務課 提出方法：持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）
5)参加資格審査結果の通知	平成29年 7月 14日	参加資格がないと認めた参加者へ、書面により通知する。
6)参加資格審査結果に対する説明の要求期限	参加資格審査結果の通知日の翌日から起算して3日以内	提 出 先：岡山県広域水道企業団総務課 提出方法：ファックス あ て 先：086-297-9810
7)参加資格審査結果に対する説明への回答	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内	回答方法：ファックス
8)現場確認（希望者）に係る申込書の提出	平成29年 6月 21日午前9時から 平成29年 7月 4日午後4時まで	提 出 先：岡山県広域水道企業団総務課 提出方法：ファックス あ て 先：086-297-9810
9)現場確認（希望者）	平成29年 7月 10日午前9時から 平成29年 7月 11日午後4時まで	現場確認の日時をファックスにより通知する。
10)技術的内容に関する質問の受付	平成29年 6月 21日午前9時から 平成29年 7月 18日午後4時まで	提 出 先：岡山県広域水道企業団総務課 提出方法：ファックス あ て 先：086-297-9810
11)技術的内容に関する質問に対する回答公表	回答可能となった日から 平成29年 8月 1日まで	岡山県広域水道企業団ホームページにて公表する。
12)技術資料等及び提案価格書の提出	平成29年 8月 24日午前9時から 平成29年 8月 25日午前4時まで	提 出 先：〒709-0604 岡山県岡山市東区寺山 650 岡山県広域水道企業団総務課

手 続 等	期 間 ・ 期 日	場 所 ・ 方 法 等
		提出方法：持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）
13) 技術ヒアリング	技術提案書の受付日以降で契約者が指定する日時まで	技術ヒアリングの日時をファックスにより通知する。
14) 優先交渉権者の決定・選定結果の公表	優先交渉権者を決定した日の翌日以降	岡山県広域水道企業団ホームページにて公表する。
	注) 閲覧による公表は、午前9時から午後4時まで	閲覧場所：〒709-0604 岡山県岡山市東区寺山 650 岡山県広域水道企業団総務課 内閲覧コーナー
15) 優先交渉権者に選定されなかった理由の説明要求	選定結果の公表日の翌日から起算して3日以内	提 出 先：岡山県広域水道企業団総務課 提出方法：ファックス あ て 先：086-297-9810
16) 優先交渉権者に選定されなかった者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内	回答方法：ファックス

注) 1 上記の期間については、岡山県広域水道企業団の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条第1項に規定する企業団の休日を除く。

2 岡山県広域水道企業団ホームページアドレス <http://www.water-okayama.jp/>

4 現場確認

参加者に対して、現場確認の期間を設ける。希望するものは、現場確認申込書（様式第8号）に必要事項を記入して、ファックスにて提出すること。なお、現場の状況等により希望日時とは異なる場合がある。

5 技術資料等及び提案価格書の提出

参加者は、要求水準書に示す要求内容を満たす設計及び施工について立案し、その内容を示した技術資料等、技術資料等に基づく提案価格書を以下のとおり提出すること。

(1) 技術資料等

技術資料等とは、技術資料（様式第10号）及び添付書類のことをいい、正本1部と副本9部をそれぞれファイル綴じにより提出すること。また、技術資料等の電子データを納めた電子媒体（CD-RまたはDVD-R）を2部提出すること。提出する技術資料等は、以下のとおりとする。

- ・制御装置本体等の主要機器について（様式第10-1-1）
- ・システム構成について（様式第10-1-2）
- ・引渡し後15年間の保守内容について（様式第10-1-3）
- ・年間保守費用（様式第10-2）
- ・技術提案書（様式第10-3-1～10-3-3）
- ・必須条件項目チェックリスト（様式第9号：要求水準書に記載した必須条件項目を満足しているかどうかを確認するため、応募者の提案する仕様等を項目ごとに別添記載例を参考に具体的に対比表として示すこと。）
- ・カタログ、製品仕様書、取扱説明書（任意書式）等

(2) 提案価格書

提案した技術資料等に対応した設計及び施工の価格書（以下「提案価格書」という。）（様式第1号）を参考資料として作成し、正本1部と副本2部をそれぞれファイル綴じにより提出すること。また、提案価格書の電子データを納めた電子媒体（CD-RまたはDVD-R）を2部提出すること。

6 事業費上限額

本事業の事業費上限額は、以下のとおりとする。

金 903,893,200 円（消費税及び地方消費税を含まない）

〔	年度割事業費	平成29年度	5,400,000円	(0.6%)
		平成30年度	534,252,000円	(59.1%)
		平成31年度	364,241,200円	(40.3%)
〕				

なお、提案価格が事業費上限額を超える場合は失格とする。

7 審査及び優先交渉権者選定に関する事項

(1) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、優先交渉権者選定基

準を参照のこと。

1) 参加者の参加資格確認

参加者の参加資格について、2の1に示す参加資格要件を有すること等を確認する。

なお、提出期限までに公募型プロポーザル実施公告共通事項2（1）において定める参加資格確認申請書等を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

2) 提案内容の審査

提案内容について、企業団の定める要求水準との適合性、施工計画の妥当性、確実性及び提案価格等から総合的に評価する。なお、技術資料に関する評価項目については、次のとおり。

- ① 本工事全体の整備方針
- ② 監視制御設備の信頼性
- ③ 監視制御設備の機能性
- ④ 監視制御設備の継承性
- ⑤ 監視制御設備の保守性
- ⑥ 切替計画
- ⑦ 施工計画
- ⑧ 維持管理性

3) 優先交渉権者選定委員会の設置

企業団は、優先交渉権者の選定に当たり、企業団職員及び学識経験者等から構成される委員会を設置する。

委員会の構成委員は、選定結果の公表時にあわせて公表するものとする。委員会は、参加者の提案内容についての審査を行い、最優秀提案者を選定する。企業団は、当委員会の審査結果をもとに優先交渉権者を選定する。

参加者が募集公告から優先交渉権者の決定までの間に、本事業について審査委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失う場合があるので注意すること。

4) 技術ヒアリングの実施

提案内容の審査にあたり、委員会及び企業団から参加者に対するヒアリングを行う。参加者は、提案内容の概要についてプレゼンテーションを行い、委員会及び企業団からのヒアリング内容について回答すること。技術ヒアリングの日時、実施要領等は、後日ファックスにて通知する。なお、ヒアリングに参加しない参加者は失格とする。

5) 選定結果の公表

企業団は、選定結果を参加者に速やかに通知するとともに、本事業に係る企業団ホームページにて公表する。

(2) 評価内容の担保

設計・施工の実施に関しては、技術提案内容を満たす設計・施工を行うものとする。受注者の責により提案内容を満たす設計・施工が行われない場合、再度、設計・施工を行う。

また、再度の設計・施工が困難あるいは合理的でない場合、受注者は企業団が請求する契約金額の減額、損害賠償に応じなければならない。

8 契約の締結

企業団は、本事業の優先交渉権者と設計及び建設工事請負契約を平成29年10月（予定）に締結する。契約の詳細については、設計及び建設工事請負契約書（案）を参照すること。

選定された優先交渉権者が契約を締結しないとき又は下記事項に該当した場合、審査結果上位者から順に優先交渉権者を選定し、契約交渉を行う場合がある。

- ア 優先交渉権者の決定から本件事業契約を締結するまでの間に、優先交渉権者が、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止等の措置を受けたとき
- イ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けたとき
- ウ 建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。）を受けたとき
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき（更生手続開始の決定を受けているときを除く。）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき（再生手続開始の決定を受けているときを除く。）

9 契約者

岡山県広域水道企業団 企業長 宮地 俊明

10 契約条項を示す場所

〒709-0604 岡山県岡山市東区寺山650

岡山県広域水道企業団総務課 電話086-297-9800

11 その他

この実施公告に定めのない事項については、「公募型プロポーザル実施公告共通事項」で定めるところによる。

公募型プロポーザル実施公告共通事項

1 参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成 9 年岡山県告示第 258 号。以下「審査要領」という。）第 7 条の規定により入札参加資格を有すると認められる者であること。
- (3) 公告日から優先交渉権者の選定の日までの間において、岡山県知事から岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 13 年岡山県告示第 404 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (4) 公告日から優先交渉権者の選定の日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。
- (5) 公告日から優先交渉権者の選定の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。
- (6) 公告日から優先交渉権者の選定の日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
- (7) 公告日から優先交渉権者の選定の日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (8) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

2 参加資格確認申請書等

- (1) 参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）は、次のとおりとする。
 - ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 3 号）
 - ② 関係書類
 - ・ 施工実績調書（様式第 4 号）
 - ・ 資格確認書（様式第 5 号）
- (2) 技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）は、別添公告において示す。
- (3) 申請書等の提出方法は、次のとおりとする。
 - ① 申請書等のうち、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 3 号）、施工実績調書（様式第 4 号）、資格確認書（様式第 5 号）及び別添公告 2 の 9 の条件を満たすことを証明する書類（別添公告において「資格確認書類」という。）及び技術資料等は、持参又は郵送若しくは信書便（郵送又は信書便による場合は、書留郵便その他の送付物が相手側に到着

したこと及びその時間が確認できる方法に限る。)により別添「公募型プロポーザル実施公告」(以下「別添公告」という。)で示す契約者に提出すること。

3 配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置技術者の専任が必要とされる工事(以下「専任工事」という。)では、参加資格確認申請を行う時点において、岡山県広域水道企業団が行う入札以外の入札で配置予定の技術者として入札への参加申請を行っている技術者(橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるものについて、工場製作のみを行う技術者(以下「工場製作技術者」という。)として入札への参加申請を行っている者を除く。)を配置予定技術者とすることはできない。また、岡山県広域水道企業団が入札公告を行った専任工事に配置する予定の技術者(工場製作技術者として入札への参加申請を行っている者を除く。)を、その工事の落札決定があるまでは、岡山県広域水道企業団以外の者が発注する工事の配置予定技術者とすることはできない。
- (2) 専任工事では、参加資格確認申請を行う時点において他の工事に監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)として従事している技術者(主任技術者にあつては、本件工事と同一の場所又は隣接した場所等で行われる他の工事(岡山県広域水道企業団が認めるものに限る。)において、主任技術者として従事しているものを除く。)は、従事中の工事に係る工期の終期が開札日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が開札日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できる工事の入札を除く。
- (3) 専任工事を含む複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として参加資格確認申請を行った場合において、専任工事について先に落札決定があつた場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札(岡山県広域水道企業団が行つたものに限る。ただし、同一の場所又は隣接した場所等で行われる他の工事(岡山県広域水道企業団が認めるものに限る。)において、同一の技術者を主任技術者として入札参加資格確認申請を行った入札(以下「隣接工事入札」という。)を除く。)は、無効とする。また、配置技術者の専任が必要とされない工事(以下「非専任工事」という。)について先に落札決定があつた場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札のうち専任工事の入札(岡山県広域水道企業団が行つたものに限る。ただし、隣接工事入札を除く。)は、無効とする。なお、これらの場合においては、落札決定があつた工事以外の工事に係る入札(隣接工事入札及び非専任工事で先に落札決定があつた場合における当該非専任工事以外の非専任工事の入札を除く。)について、直ちに取下書を提出すること。ただし、既に入札を行っている場合には、直ちに該当機関へ連絡をすること。
- (4) 法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項に規定する営業所に専任で配置している技術者(以下「営業所の専任技術者」という。)については、公募型プロポーザルによる工事の入札の配置予定技術者として申請することはできない。

4 参加資格の確認

申請書等のうち2(3)①に掲げる書類を別添公告で定める期限までに提出した者全員について、この公告及び別添公告に基づく全ての参加資格の確認を行う。

参加資格の確認は、1(1)から(8)まで、及び別添公告の2の1から7及び9までの番号順に行い、参加資格がないと認められた時点で確認を終了し不適合とする。その他の事項については、確認を行わない。

5 質問及び回答

- (1) 質問は、実施公告等に対する質問・回答書(様式第2号)により書面によってのみ受け付けるものとし、提出の方法及び期限並びに提出先は、別添公告で定めるところによる。
- (2) (1)の質問に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

6 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とし、無効の提案を行った者を優先交渉権者としていた場合には、優先交渉権者の決定を取り消す。

- (1) この公告及び別添公告で示した参加資格のない者のした提案
- (2) 申請書等及び技術資料等に虚偽の記載をした者のした提案
- (3) 技術資料等を提出しない者(契約者が技術資料等の提出を求めない者を除く。)のした提案
- (4) この公告及び別添公告において示した条件に違反した提案
- (5) 提案価格書に記載の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
- (6) 指定の日時までに到達しないもの

7 公募型プロポーザル方式に関する事項

- (1) 技術資料に関する評価項目は、別添公告で示す。
- (2) 技術資料の内容及び公募型プロポーザル実施手続については、別添公告で示す。

8 優先交渉権者とならなかった者への理由説明

- (1) 優先交渉権者とならなかった者は、契約者に対して優先交渉権者とならなかった理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は岡山県広域水道企業団が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 支払条件

- (1) 前金払あり(契約金額の40%以内の額(債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年

度の出来高予定額の40%以内の額)とする。)

(2) 中間前金払あり(契約金額の20%以内の額(債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の20%以内の額)とする。)

(3) 部分払あり

請負代金額に応じて支払可能回数が異なるので、県のホームページで確認すること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/269402.html>

※(2)及び(3)については、いずれか一方のみを選択できるものとする。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

(3) 受注者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書に記載した配置予定の技術者を本件工場の現場に配置しなければならない。

(4) 受注者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を本件事業の現場代理人として配置しなければならない。なお、営業所の専任技術者は、本件工場の現場代理人になることができない。

(5) この公告において、「主任技術者」とは法第26条第1項に規定する者を、「監理技術者」とは同条第2項に規定する者をいう。

(6) この公告及び別添公告において、「契約者」とは、企業長をいう。

(7) 申請書等及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(8) 提出された申請書等は、参加資格の確認以外の目的では使用しない。

(9) 提出された技術資料等は、提出者の承諾を得ることなく技術審査以外の目的では使用しない。

(10) 提出された申請書等及び技術資料等は、返却しない。

(11) 提出期限後における申請書等又は技術資料等の差替え及び提出は、認めない。

(12) 優先交渉権者決定後に、技術資料等の評価の結果等を公表する。

(13) 消費税及び地方消費税に関する法令が改正された場合には、その施行内容による。